主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

本件記録によれば、北海道静内郡a町字b町c番地Aは、抗告人を被告として、札幌地方裁判所昭和二七年(ワ)第三五六号貸金請求事件の判決に対し債務金との不存在を理由に請求に関する異議の訴を提起し、かつ民事訴訟法第五四七条に関する異議の訴を提起し、かつ民事訴訟法第五四七条に関する関決定を得たものであることが認められる。民事訟法第五四七条の強制執行停止決定に対して即時抗告をなしうるか否かにしい、裁判例も学説も、積極消極に分れ、それぞれに議論がなされている。この場合に、裁判例も学説も、その理由は決定的な事態においえない。この場合に許否いずれにも理論構成をすることが可能な事態においては、特によって、に許否の生じることが一見明らかであるとか実証的に可されたというの書であるの生じることが一見明らかであるとか実証的に立ちかえつて不服申立を禁止するのが、法の精神にも合致し、相当である。従つて本件抗告は適法である。

そこで、進んで本件抗告の当否を判断することとする。本件抗告の趣旨は原決定を取り消し、申立を却下するとの裁判を求めるにあり、その理由の要旨は、本件債権はなお金四六万一六〇〇円が残存すること、本件停止決定の申立をしたAの代理人たる弁護士上口利男は、昭和二八年一月二二日、本件債務名義である判決正本につき裁判所書記官として執行文を付与したことがあるから、本件申立は弁護士法第二五条第四号に抵触し無効のものであることを主張するに帰って書る。

そのうち債権残存の点については、停止決定申立書添付の文書の書証により本訴たる請求異議の訴の原因につき疏明ありと見た原決定は、記録に照してこれを肯認することができる。これはもとより確定的な心証ではないが、それは本訴の証明手続の問題であつて、疏明で足りる本件停止決定の申立手続においでは、この程度を以て満足すべきである。

、次ぎに、 、弁護立との点については、たしかに、主張のとおりの事行為はその表達反との点については、 、大きる。とは、から、弁護士法第四号違反の行取りの事行為はなるではなく、「公務員として、 、大きる。となるではなく、「公務員として、 、大きるの職務内容のいかんによるでは、 、大きをであるのではなく、「結論が異なるがあるかのではなるのではなるのであるが、 、大きをのであるではなられて、 、大きをであるである。 、大きをであるでは、 、大きをである。 、大きにといるでは、 、大きにといるでも、 、大きにといるである。 、大きにといるである。 、大きにといるである。 、大きにといるである。

その他記録を検討しでも、原決定を取り消すべき事由は認められず、本件抗告は 失当として棄却すべきである。よつて民事訴訟法第四一四条、第三八四条、第九五 条、第八九条に則つて、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 伊藤淳吉 裁判官 臼居直道 裁判官 倉田卓次)